

理 由 書

区域区分に関する都市計画の変更に伴い、当該箇所について周辺の土地利用状況等を考慮し、土地の合理的かつ健全な利用を促進するため、本案とおり高度地区を変更するものです。

四之宮地区、東八幡五丁目地区については、河川の堤防整備による区域区分境界の地形地物等の変更に伴い市街化区域への編入を行うため、用途地域に合わせ、高度地区を指定するものです。

また、南原三丁目地区については、道路改修による区域区分境界の地形地物の変更に伴い、市街化調整区域への編入を行い、上平塚地区及び馬入地区については、河川の堤防整備による区域区分境界の地形地物等の変更に伴い市街化調整区域への編入を行うため、高度地区を指定なしとするものです。